平成２２年（フ）第３１０５号
神奈川県藤沢市大庭8363番地　イイジマハイツＡ101号
債務者　井上　隆行
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５６号
京都市西京区上桂前川町102番地　上桂エクセルハイツ202
債務者　吉田　瑞恵
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０７号
岡山市中区湊132番地３　フレベールメゾンⅠ―101号
債務者　大橋　一之
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６０９号
大阪府高槻市東天川３丁目３番７号
債務者　古賀　晴生
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７０８号
大阪府茨木市天王１丁目５番14号
債務者　代居真由美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５号
熊本県天草市倉岳町棚底850番地68
債務者　山﨑　満久
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第８２７号
栃木県栃木市本町16番２号
債務者　鷹箸　久穂
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２８号
栃木県栃木市本町16番２号
債務者　鷹箸　久江
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３６号
栃木県宇都宮市若松原２丁目15番13号
債務者　長岡　由香
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５９８号
東京都町田市金井５丁目16番10号ハウスつくしんぼⅡ―103
債務者　荒　　淑子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１１号
広島県福山市吉津町２番29号
債務者　桑田由賀利
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１６０４号
東京都府中市是政３丁目15番地市営第20住宅103
債務者　橋口　　海
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６０８号
東京都町田市木曽東１丁目３番Ｃ４―509号
債務者　西村　麻美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６１９号
東京都福生市大字熊川1393番地
債務者　川崎　章子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６４６号
静岡市葵区牧ケ谷2100番地　レオパレスｋｅｉ　107号、住民票上の住所静岡市葵区千代田６丁目６番６－１号
債務者　菊川　佳奈
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部